電子保証の仕組み及びフロー

②保証内容の送信

④保証契約番号・

認証キー🔑の送付

⑤保証内容の確認

電子証明等閲覧サービス

（D-sure）

発注者

①契約保証（前払金保証）の申込み、

保証契約の締結

保証事業会社

（西日本建設業保証(株)）

受注者

③電子認証・認証キー登録のお知らせ

（受注者は保証契約番号・認証キー🔑を取得）

|  |
| --- |
| 【受注者→保証事業者】①　受注者は、保証事業会社（西日本建設業保証株式会社）へ保証申し込みを行い、電子保証により保証契約を締結する。 |
| 【保証事業者】②　保証事業会社は、電子証書等閲覧サービス（以下「D-sure」という。）に電子証書をっプロードする。 |
| 【受注者】③　受注者は、保証事業会社から送付のあった「電子証書・認証キー登録のお知らせ」メールを確認し、電子証書の閲覧に必要となる「保証契約番号」及び「認証キー」（以下、「保証契約番号等」という。）を取得する。 |
| 【受注者→発注者】④　受注者は、保証契約番号等を、電子メールにより発注者（所属メール）に提出する。※標題は、工事番号、受注者名及び保証名称（前払金保証、中間前払金保証、契約保証）を組み合わせたものとしてください。（標題例）第〇号　の　〇〇株式会社　△△建設（前払金保証）※提出後、発注者に到達確認の電話を行ってください。 |
| 【発注者】⑤　発注者は、提出された保証契約番号等をもとに、D-sureにアクセスし、保証内容を確認する。 |